

## 【2】県民の困難に寄り添う県政へ

### (1) 介護保険制度における補足給付の見直しについて

家族介護から社会介護への転換を目的にスタートしたはずの介護保険制度の不備により、ヤングケアラーの問題、介護離職、介護殺人などの問題が噴出しています。「保険あって介護なし」とも言われているように、必要な人が利用できる介護保険制度になっていないことが問題です。

保険料の負担増については、2000年～2002年の第一期では、65歳以上の一号被保険者の介護保険料基準額は平均2975円でしたが、2021年からの第8期では6028円にまで引き上げられました。

次に、利用料については、2005年からの施設等での居住費食費の徴収に始まり、利用料2割負担の導入、利用料3割負担の導入、さらに、昨年8月からは特定入所者介護サービス費（いわゆる補足給付）の改悪が行われました。

その内容は、非課税世帯にあたる低所得層をさらに二分して、本人の年金収入等が年間120万円超の施設入所者について、食費の自己負担限度額を現行の1日650円から1360円へ引き上げ、月額でおおよそ2万2000円もの増となるものです。

そこで知事に伺います。補足給付の見直しによる県内介護施設に入所している対象者の状況について、実態調査をし、その上で国に補足給付のあり方を元に戻すように求めるべきと考えますが、見解を伺います。

【黒岩知事】

介護保険制度の経過—「構造的欠陥」の増幅  
★見直しのスローガン＝「制度の持続可能性の確保」

時期区分	負担＝利用者負担	給付＝介護サービス	介護保険料(基準額平均)
第1期	2000～2002年度 【小・中・内閣委員(2001年4月)】		2,911円
第2期	2003～2005年度 ・施設等の居住費・食費徴収(2005年10月)	・基準額の量産規制 ・給付「適正化」対策スタート	3,293円
第3期	※2005年法「改正」(2005年度施行) 2006～2008年度		4,060円
第4期	2009～2011年度 【衆議院議員(2009年9月)】	・「新予防給付」創設 →要支援1・2を新設 ・施設改善交付金制度創設 ・認定制度の全面見直し (軽度判定化が加速)	4,190円
第5期	※2011年法「改正」(2012年度施行) 2012～2014年度 【第2次安倍内閣委員(2012年12月)】 ・社会保険・税の一体改革	・施設改善交付金を介護報酬に 輸入(→改悪改善)	4,972円
第6期	※2014年法「改正」(2015年度施行)＝医師介護総合確保法(一括法) 2015～2017年度 ・利用料2割負担導入 ・補足給付に資産要件等を導入	・「総合事業」スタート ・特養対象原則介護3以上	5,514円
第7期	※2017年法「改正」(2018年度施行)＝地域包括ケア強化法(一括法) 2018～2020年度 ・利用料3割負担導入 ・高額介護費の上乗せ引き上げ ・短期継続導入	・「生活困窮型給付」導入 ・「共生型サービス」創設 ・「施設」センター型の導入	5,869円
第8期	※2020年法「改正」(2021年度施行)＝地域共生社会実現法(一括法) 2021～2023年度 ・補足給付の資産要件等の見直し(2021年8月～)		6,014円

[出典]神奈川県社会保険推進協議会 学習会資料

### 2021年8月実施された補足給付の見直し (資産要件・食費)

■ 資産要件の見直し

補足給付段階	現行	資産要件	見直し案
第1段階		1000万円以下	1000万円以下
第2段階	1000万円以下	650万円以下	650万円以下
第3段階		第3段階① 1550万円以下 第3段階② 500万円以下	第3段階① 1550万円以下 第3段階② 500万円以下

第89回厚生労働省介護保険部会資料(2019年12月27日)より  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08996.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08996.html)

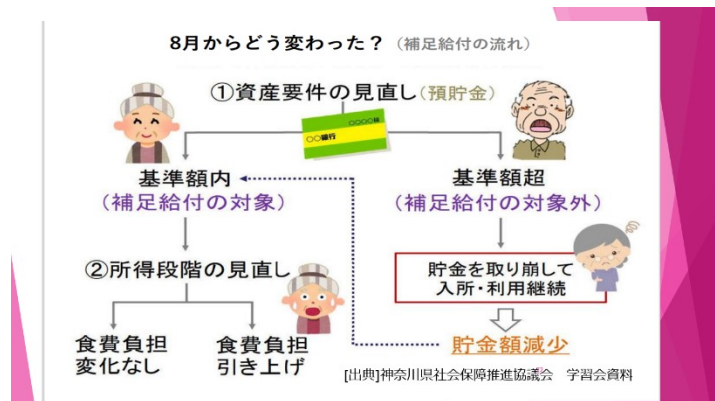
■ 食費の見直し(1)―施設(特養多床室の場合)の居住費・食費・利用料・介護保険料の負担合計月額

補足給付段階	現行	収入要件	負担月額	利用者数(2019・3)
第1段階	生活保護被保護者等 世帯全員が市町村民税 非課税本人年収80万円以下	現行どおり	2.6万円(変更なし)	3.1万人
第2段階		現行どおり	4.0万円(変更なし)	17.5万人
第3段階	世帯全員が市町村民税 非課税本人年収80万円超	第3段階① ①本人年金収入80万円超120万円以下 第3段階② ②本人年金収入120万円超	5.9万円(変更なし) 5.9万円→8.2万円 (食費+2.2万円)	31.4万人

■ 食費の見直し(2)―短期入所(ショートステイ)

補足給付段階	現行	見直し後	受給者数
第1段階	300円	第1段階 300円	現行どおり 0.6万人
第2段階	390円	第2段階 600円	+210円 2.8万人
第3段階	650円	第3段階① 1000円 第3段階② +850円	+350円 +850円 5.7万人

※ 93.4%  
[出典]神奈川県社会保険推進協議会 学習会資料



### (2) 若者の学びを支える県営住宅の家賃減免等支援について

私たちは、県営住宅に住むシングルマザーの方からご相談を受けました。子どもの大学の学費を稼ぐために頑張って働いたことによって所得が増え、県営住宅に住める金額を超えてしまったというものです。県営住宅は幾つかの家賃控除の枠組みがあり、同居親族、ひとり親、大学生という三つの控除枠を適用しても、収入要件を超えてしまうということです。

県営住宅の入居者に大学や専門学校に通う権利を保障するために、家賃の減免など工夫する必要がありますのではないのでしょうか。